

NEXT ARAKAWA

資料 2

荒川将来像計画 全体構想書

(改定案)

荒川の将来を考える協議会



荒川将来像計画全体構想書（改定案）
目次

1. はじめに	1-1
1.1 「荒川将来像計画」について	1-1
1.1.1 荒川の概要・荒川放水路の歴史	1-1
1.1.2 荒川将来像計画全体構想書 1996 の策定の経緯	1-1
1.1.3 今回改定の経緯	1-2
1.1.4 次の 100 年を見据えて	1-2
1.2 「荒川将来像計画」の位置づけ	1-3
1.3 「荒川将来像計画」の構成	1-4
2. 荒川将来像計画の理念・方針	2-1
2.1 荒川将来像計画の理念	2-1
2.1.1 健康・Well-Being な川づくりを目指して	2-1
2.1.2 流域治水（River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!）	2-2
2.1.3 将来像計画の理念	2-3
2.2 荒川将来像計画の方針	2-4
2.2.1 自然豊かな川を創る	2-4
2.2.2 荒川の適正な利用と快適に楽しめる川を創る	2-5
2.2.3 安全な川を創る	2-6
3. 自然豊かな川を創る	3-1
3.1 荒川の優れた自然地	3-1
3.2 荒川に望まれる自然	3-2
3.2.1 多様な湿地環境	3-2
3.2.2 荒川に望まれる自然の姿	3-4
3.3 自然地の保全と創出・再生・維持管理の考え方	3-5
3.3.1 荒川下流部の自然地の考え方	3-5

4. 荒川の適正な利用と快適に楽しめる川を創る.....	4-1
4.1 河川利用の現状	4-1
4.2 適正な利用を図るための考え方	4-1
4.2.1 河川敷利用の基本的な考え方	4-2
4.2.2 水面利用の考え方	4-2
4.3 自然と共存した利用地の配置	4-3
4.3.1 自然と共存した利用地配置の考え方	4-3
4.3.2 自然度向上（エコアップ）の考え方	4-3
4.4 快適に利用できる川づくり	4-4
4.4.1 快適な川づくりの考え方	4-4
4.4.2 利便施設を配置する際の基本的な考え方	4-4
4.4.3 荒川と地域の歴史を踏まえた、良好な景観を保全するための基本的な考え方	4-4
5. 安全な川を創る	5-1
5.1 着実な治水対策	5-1
5.2 超過洪水から街を守る	5-2
5.3 地震に強い川	5-2

1. はじめに

1.1 「荒川将来像計画」について

1.1.1 荒川の概要・荒川放水路の歴史

荒川の下流部のうち、岩淵水門付近から下流の約22kmは、洪水から首都圏を守るため人工的に開削された放水路です。

荒川（現在の隅田川）周辺では、江戸時代から明治時代にかけて、洪水が頻発していました。特に明治43(1910)年洪水は大きな被害をもたらしました。この洪水を契機として、洪水対応能力を向上させるため新たな放水路、現在の荒川を建設することとなりました。

岩淵の下流から中川の河口方面に向けて、延長約22km、幅約500mの放水路を開削し、北区の岩淵に水門を造り本流を仕切り、大正13(1924)年10月12日に通水式を実施し、令和6(2024)年で通水100周年を迎えます。

これまでに、荒川放水路は通水後一度も決壊することなく、東京都東部及び埼玉県南部地域を洪水から守ると共に、地域の社会、経済、文化等と深くかかわり、様々な恩恵をもたらし、荒川下流部の貴重なオープンスペースとして地域に寄り添ってきました。

また、荒川には広大な水面、ヨシ原等の水生植物群落や草地等が広がり、魚類、昆虫類、鳥類など多くの野生植物が生息し、東京の都心部では、数少ない貴重な自然空間と言えます。

1.1.2 荒川将来像計画全体構想書 1996 の策定の経緯

荒川の河川敷は、周辺の沿川住民にとって、雄大な自然の中に身を置くことの出来るアメニティ空間であり、公園、グラウンド等として利用できる場としても貴重な空間となっています。しかし、沿川都市地域ではまとまったオープンスペースの確保が困難なため、ややもすると、公園、グラウンド等としての利用が先行する状態にあり、荒川らしい自然環境の喪失が懸念されてきました。

それに対して、荒川の自然に関心を持つ活動団体の活動も活発で、自然豊かな川づくりへの様々な意見が提案されており、その自然の保全が大きな課題となっていました。

また、都市部の進展に伴いヒートアイランド現象が顕著になりつつあり、水辺の重要性も再認識されてきました。特に、荒川のような都市部の水辺は、ヒートアイランド現象を緩和する機能、にぎわいのある親水空間を創出する機能、潤いのあるオープンスペース等を有することから、まちづくりの面から水辺環境への関心が高まっていました。荒川においても、渡り鳥の中継地としてだけでなく地域の将来にとって、さらには我が国の将来にとって非常に重要な自然空間、水辺として期待されてきました。

そのため、従来の河川改修方式への反省も踏まえ、河川の自然環境の保全と創出について配慮した多自然川づくり事業や、沿川住民や関係機関と連携しながらの地域づくり、人々のにぎわい拠点にも資する自然環境と河川敷利用の両面を兼ね備えた川づくりを推進してきたところです。

このように、新しい荒川の姿を求めて様々な動きが活発化している現在、そのあるべき姿について検討し、新しい荒川の将来像を明らかにして、今後の川づくりのスタートとすることは大変重要なことでした。

そのため、荒川下流部の沿川2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所は、「荒川の将来を考える協議会」を設け、荒川下流部の将来像について検討し、平成8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書1996」を策定、平成22(2010)年に「荒川将来像計画2010推進計画」及び「荒川将来像計画地区別計画」を策定し、“健康な川づくり”に向けて取り組んできました。

1.1.3 今回改定の経緯

「荒川将来像計画全体構想書1996」の策定から約25年、「荒川将来像計画2010推進計画」及び「荒川将来像計画2010地区別計画」の策定から約10年が経過し、「荒川将来像計画2010推進計画」の目標年次を経過し、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化や貴重なオープンスペースである河川・水辺空間の活用促進のニーズ等、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「荒川将来像計画全体構想書1996」を改定する運びとなりました。

1.1.4 次の100年を見据えて

さらに、次の100年を見据えて、荒川の望ましい姿を少しずつでも実現していくために、まさにこれから行動していかなければなりません。そのためには、荒川に関わるあらゆるひとが川への関心を持ち、川づくりへ積極的に参加できるパートナーシップが大変重要であると考えます。

強靱で持続可能な地域づくりを次世代にも引き継ぐため、今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

1.2 「荒川将来像計画」の位置付け

荒川将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」、「荒川水系河川環境管理基本計画」における荒川下流部の河川環境の整備と保全に関する事項を具体化したものです。

今後、沿川自治体・国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえて荒川の整備や維持管理を実施していきます。

1.3 「荒川将来像計画」の構成

「荒川将来像計画」は、“荒川の望ましい姿”の実現に向けた理念や川づくりの考え方等を記載した長期計画である「全体構想書」と、具体的な取組や維持管理の方針等を記載した中期計画である「推進計画」と「地区別計画」から構成されています。



図 1-1 荒川将来像計画の構成

2. 荒川将来像計画の理念・方針

2.1 荒川将来像計画の理念

2.1.1 健康・Well-Being な川づくりを目指して

荒川を守り育てていくためには、荒川の歴史や文化、あるいは自然への認識を深めると共に、多くの人々が荒川の将来を共に語り合い、行動し、次の100年に向けて荒川の将来像を描くことが大切です。また、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させながら、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスのとれた荒川を創り上げていくことが必要です。そのうえで、荒川と荒川に関するあらゆる人が、肉体的にも精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態（Well-Being ウェルビーイング）にあることが必要です。

このような現状と課題を踏まえ、将来像計画では、“健康・Well-Being な川づくり”をテーマとし、その実現を目指します。

ここで、テーマの“健康”という言葉に、様々な意味を込めました。人の健康を考えると、肉体的な側面と精神的な側面があります。人の肉体的な健康といえば、栄養が過不足なく、身体の様々な臓器がバランス良く働き、病気や怪我のない状態をいいます。これに対して、“健康な川”としているのは、流れてくる水が清らかで、川に棲む多様な生物が豊かな生態系を形成すると共に、自然観察や釣り、散策、スポーツ・レクリエーション、舟運等、様々な人間による様々な河川利用活動がバランス良く行われながら、洪水や高潮等による災害を引き起こさない状態を一言で象徴的に言い表すためです。

また、人の精神的な健康といえば、まずは肉体的な健康を基盤にした健全な心の状態をいいますが、これは他人との関係において、相手の精神まで健康にするものです。これに対して、“健康な川”としているのは、川が川らしくあれば、川は人々の心の「癒し（いやし）」の場になることも視野に入れています。

また、気候変動等の社会変化、社会における河川の役割に柔軟に対応し、老若男女あらゆる世代や外国人等の多様な人々が荒川と共に流域で豊かに暮らし、「荒川」と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being（ウェルビーイング）な状態へ変容していくことを目指します。

この“健康・Well-Being な川づくり”というテーマに込めたこのような様々な意味は、2.1.3 将来像計画の理念に記載の5つの理念として具体化されています。

2.1.2 流域治水 (River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Being な川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

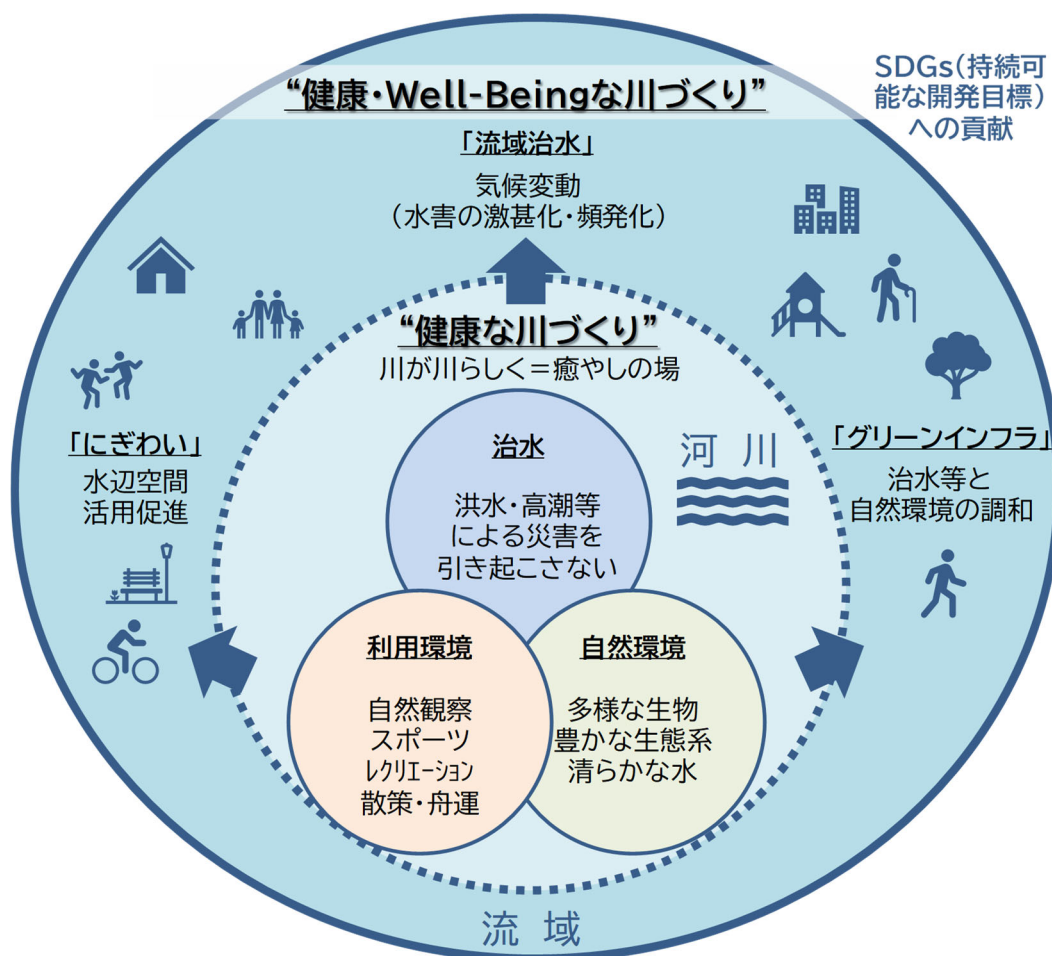


図 2-1 “健康な川づくり” から“健康・Well-Being な川づくり”へ

2.1.3 将来像計画の理念

“健康・Well-Being な川づくり”の実現を目指すため、次の5つを川づくりの理念として掲げます。

● 多くの生き物を育む荒川

大正13(1924)年の荒川放水路の通水以来100年に及ぶ時間の中で、荒川は、旺盛な自然の営みを受け止めることにより、多様な生物の生息の場としての役割を果たしてきました。この自然の営みを尊重し、荒川ならではの自然環境を保全・創出・再生します。

これは、極度に都市化した沿川地域のなかにあっては、自然豊かな貴重な空間となるものです。また、沿川住民の方々が、自然と触れ合い、自然を学ぶ場ともなるものです。

● 河川空間の節度ある利用ができる荒川

荒川の広大な空間は、自然観察や釣り、散策、スポーツ・レクリエーション、舟運など様々な人間による様々な河川利用活動を受けとめる場でもあります。荒川の自然環境を尊重しながら快適に利用できる空間を創出し、節度ある利用を図ります。

● 安心して快適な暮らしができる安全な荒川

荒川は、沿川の海拔ゼロメートル地帯に数百万人の人口を抱えており、洪水や高潮、さらには地震が発生した時の被害は計り知れないものがあります。そこで、このような災害に対しても安心して快適な暮らしが確保できるよう、安全な川として整備します。

● あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

多くの自然を育み、とうとうと流れる荒川は、地域社会の風景の大切な一部として親しまれてきました。地域の原風景としての荒川を大切にしながら、子供からお年寄りまで、荒川に関わるあらゆる人、まちとのパートナーシップづくりを進め、連携して河川管理を進めていくことで、あらゆる人が安心して気軽に自然と触れ合い、水辺に親しみ、くつろげる快適な空間を創出します。

● きれいで豊かな水が流れる荒川

連続した広大な水面は、存在そのものが多様な価値を秘めており、その流れが清らかで豊かであればあるほど、荒川の価値は向上します。清く美しく、とうとうと流れる荒川は、誰しもが共通して期待するものであり、きれいで豊かな荒川になるよう今後とも努めます。

2.2 荒川将来像計画の方針

“健康・Well-Being な川づくり”をテーマとした5つの理念を実現し、荒川下流部という地域資源と暮らしを守るために、将来像計画の方針を次の通り決めました。

2.2.1 自然豊かな川を創る

昭和30(1955)年代の荒川は、地下水の汲み上げによる地盤沈下により、河川敷は広い範囲で湿地化し、豊かな自然環境が発達していました。その後、河川敷の造成により湿地系の自然地が少なくなっています。これが、現在の荒川を単調に見せていることは否めません。

したがって、豊かな自然の広がっていた過去の状態を参考にしつつ、次の方針により荒川らしい自然の保全・創出をしていきます。

① 荒川らしい自然の拠点を保全、創出・再生

荒川らしい自然の拠点として、現在残されている規模の大きいまとまったヨシ原、干潟、及びこれらを取り囲む水辺、汽水の水、草原、ワンド、湿地、水路、池等を保全すると共に、地形や地質等の条件を勘案しながら、自然地の創出・再生を図ります。

② ビオトープと生態系ネットワークの整備

大小様々な形態の自然地の拠点を連携させるものとして、水際や堤防を利用した自然の回廊を整備し、全川を覆う生態系ネットワークをつくります。

また、荒川の河川敷は、スポーツ・レクリエーション等の場として様々に利用されていますが、今後、これらの区域については、それぞれ積極的に荒川の自然と共存できる利用施設へ改良します。

③ 街の自然との連携

沿川市街地の公園緑地や自然空間との広域自然ネットワークの拠点としても荒川の自然の役割は重要です。沿川の街においても、小河川や用排水路、緑道等を保全・活用することにより、自然地の拡大、ネットワーク化を図ることが必要です。

④ 水質改善の考え方

戦後の急激な都市化の進展により、埼玉県を流れる支川綾瀬川・芝川・菖蒲川・笹目川等では、水質が悪化し、荒川本川はその影響を受けていました。

これらの支川では、水環境改善緊急行動計画（第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ））を策定し、市民や行政が一体となって流域全体で様々な取組を実施してきた結果、水質は改善傾向にあります。

このような経緯・状況を踏まえ、荒川下流部では、引き続き水質を改善していくため、市民や行政が一体となった取組を継続していきます。また、水質の改善には、荒川上流域を含めた流域全体の住民の理解と努力が重要です。沿川住民が荒川への関心を深め、川に接する機会を増やす取組を検討していきます。

2.2.2 荒川の適正な利用と快適に楽しめる川を創る

人口が集中している東京の東部地域を貫流する荒川は、多くの人々が自然を親しむ場やスポーツ・レクリエーションの場として利用されています。このように、荒川を利用しようとする人々の動きは今後もなくならないと考えます。

人々が荒川を利用するための施設には、ゴルフ場やグラウンドから階段や坂路（スロープ）、トイレまで大小様々ありますが、これらを、川にふさわしく、かつ荒川に関するあらゆる人が快適に利用できるよう、施設整備のあり方を定めます。

① 将来的なゾーニングの設定及び適正な利用の促進

荒川らしい自然を保全・創出・再生するという方針を踏まえつつ、荒川に関するあらゆる人の様々な利用形態をバランスよく受け入れるための将来的なゾーニングを定め、また、これを沿川住民の方々に周知することにより、川にふさわしい適正な利用を促します。

② 自然と共存した利用施設整備の推進

荒川の生態系ネットワークを形成するという方針を実現する上で、河川敷に占める面積の割合が大きいゴルフ場とグラウンドのあり方は重要な課題となります。そこで、これらについては自然を取り込む等、自然と共存した利用施設整備を推進します。

③ 荒川に関するあらゆる人が快適に利用するための施設整備

スポーツ・レクリエーション、散策、水上スポーツ、釣り等の様々な活動の場として、荒川を快適に利用するための施設や拠点を整備します。

2.2.3 安全な川を創る

「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」に基づき、防災機能をさらに充実させた安全な河川の整備を行うと共に、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」として流域全体での取組を促進し、地域と一体となった川づくりを進めます。

① 着実な治水対策

洪水、高潮等による甚大な被害から街を守ることはもちろん、治水施設の整備にあたっては、自然や景観にも配慮したものとします。

② 超過洪水対策

高規格堤防の整備、高台まちづくりの推進等のハード対策に加え、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進等のソフト対策の両面を推進し、洪水に強く、川へのアクセスが容易で、眺望の開けた水と緑のうるおいのあるまちづくりを進めます。

③ 地震に強い川

ゼロメートル地帯を抱える荒川では、地震で堤防が破損した場合、市街地に川の水が流れ込む恐れがあります。さらに、大雨や台風による洪水が発生した場合には、被害は甚大なものとなります。そのため、地震に強い安全な川を整備し、加えて震災時には避難場所や物流軸として活用できるようにします。

3. 自然豊かな川を創る

3.1 荒川の優れた自然地

現在の荒川下流部には多くの自然地が残されています。広大な水面は渡り鳥の中継地となっていると共に、大きくまとまったヨシ原、河口部の干潟、河川敷の草地、湿地、池、水路（クリーク）等の自然地には、様々な生き物が生息しています。

このように、荒川は、東京の都心部における貴重な自然空間であり、地域の将来にとって、非常に重要な財産として期待されています。

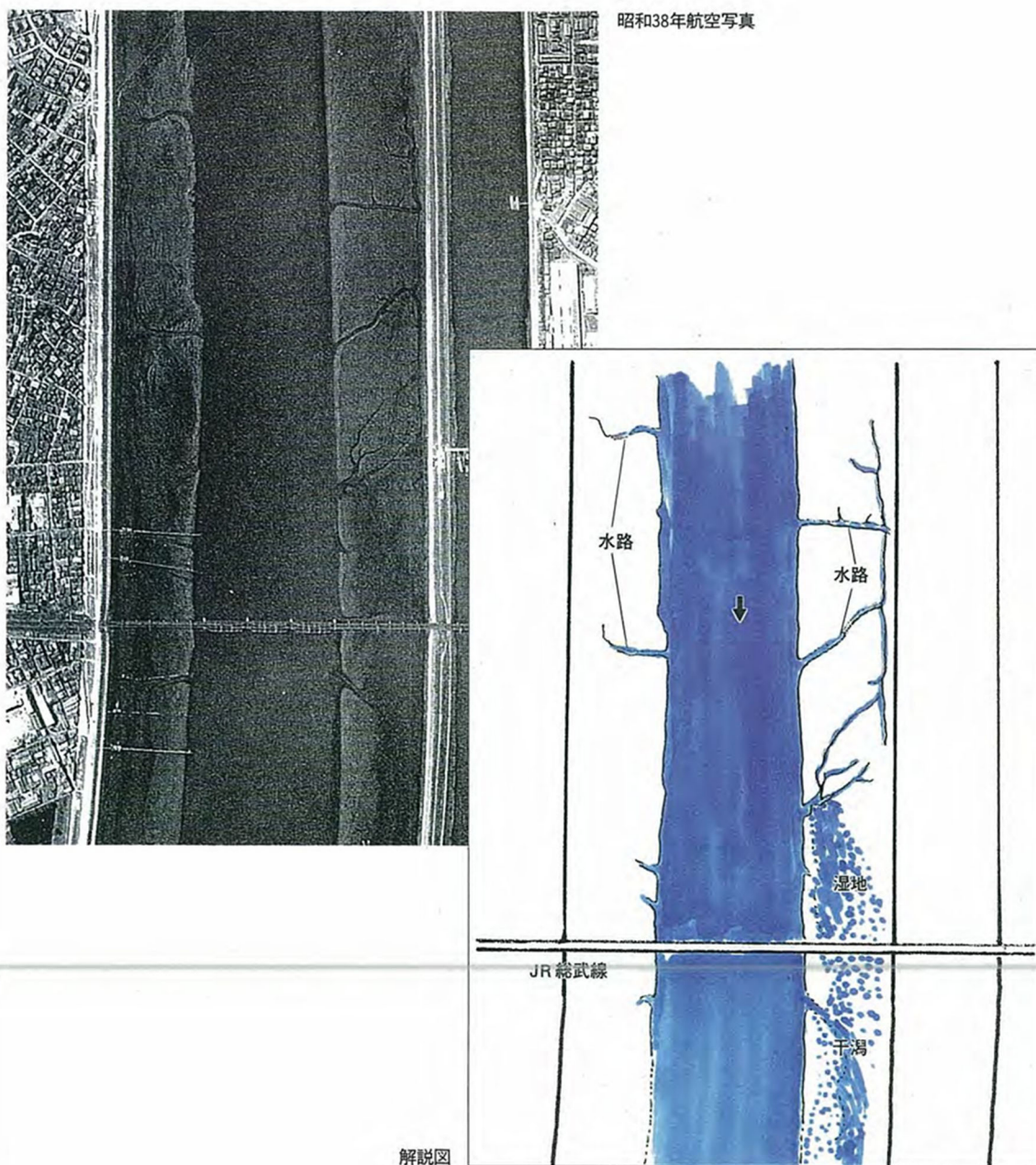
今後、自然地の面積が減ったり、グラウンド等の整備によって自然地が分断されてしまうと、オオヨシキリのさえざるヨシ原等の、荒川下流部にふさわしい自然の風景が消えてしまう恐れがあります。

これからの川づくりは、既存の自然地を核として、荒川にふさわしい自然を保全・創出・維持管理し、自然豊かな荒川を目指します。

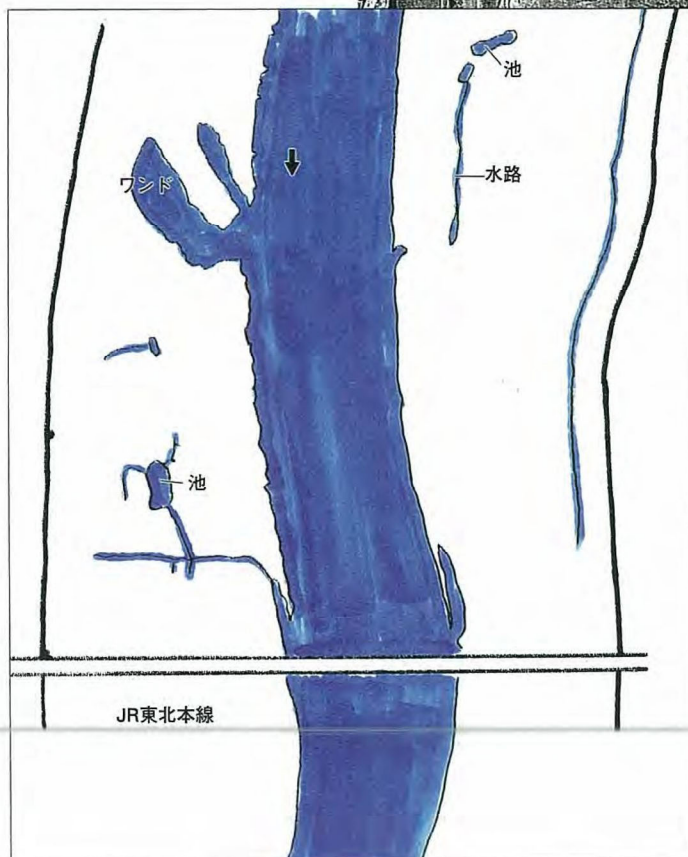
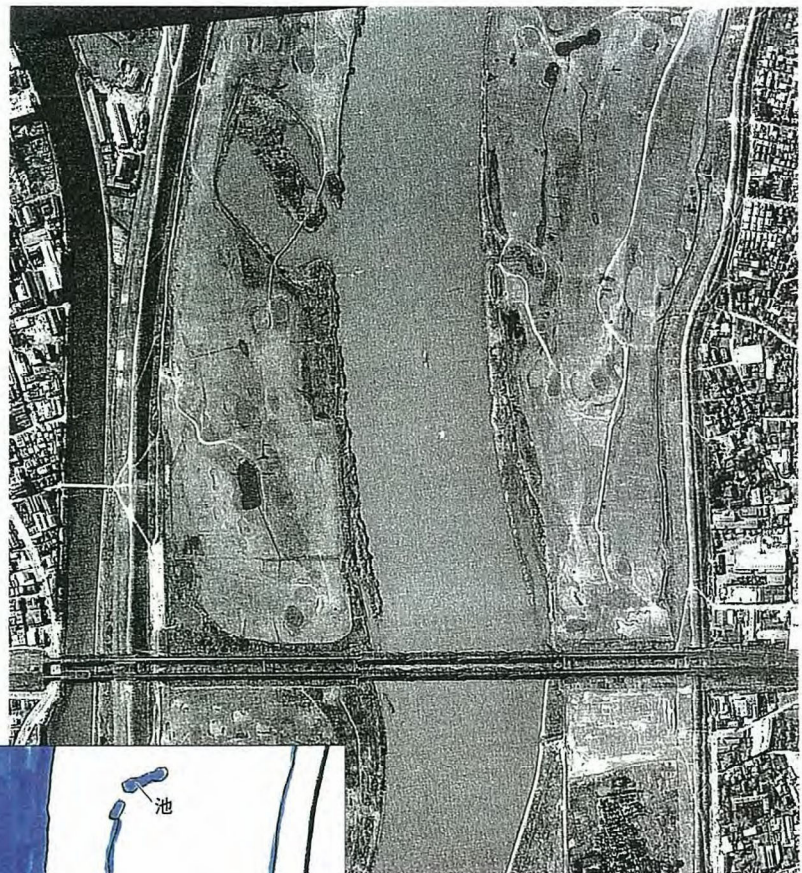
3.2 荒川に望まれる自然

3.2.1 多様な湿地環境

荒川では、戦後の高度成長期の地下水汲み上げにより地盤沈下し、河川敷の広い範囲が湿地化しました。この状態は、荒川放水路の100年の歴史の中でも、最も豊かな自然のあった時代です。治水上の観点から、河川敷の全てを当時の状態のような湿地に戻すことはできませんが、荒川下流部に望まれる自然としては参考になります。



昭和38年航空写真



解説図

3.2.2 荒川に望まれる自然の姿

荒川下流部において、特に重要な生物の生息環境（ハビタット）と位置付けられるものは干潟とヨシ原です。また、これらを取り囲む要素として水辺（水域）、汽水の水、草原、ワンド、湿地、水路、池等があり、そこには特徴的な生き物が生息しています。

例えば、水辺にはヨシ等の植物が生え、カルガモやオオヨシキリが繁殖し、草原にはネズミやカエル、ヘビ等の小動物、チョウゲンボウ等の鳥類が、水域にはハゼやコイ等の魚類、干潟にはゴカイやクロベンケイガニ等の底生動物がそれぞれ生息し、その他バッタやチョウ、トンボ等の昆虫類等、たくさんの生き物がいます。

荒川に見られる自然の要素（環境）が、さまざまな生き物にすみかを提供していることを踏まえて、荒川に望まれる自然の姿として、次の4つを挙げ、既存の自然地を保全し、新たな自然を創出・再生・維持管理することを目指します。

- 河口部の干潟

荒川の河口部には、上流から運ばれてきた細かな砂や土の粒子や栄養分が堆積している干潟があります。干潟は、干満により水没と干出がくり返されるため、水中の生き物、水際の生き物、陸の生き物のそれぞれが利用でき、生き物にとって大変重要な環境です。

- 草原

水辺から少し離れた場所には、ヨシに代わってオギ、ススキ、チガヤ等が生育し、草原となり、鳥や昆虫等の小動物の生活する基盤となる環境です。

- 大きくまとまっているヨシ原

荒川では、水辺から浅瀬にかけてどこにでも生えている植物がヨシです。干潟とつながるヨシ原は、鳥やカニが生息する上で重要な場所です。

- 池や水路、ワンド、湿地が作り出す小さな自然

広い干潟やヨシ原、草原以外にも、池や水路が作り出す小さな自然も、生き物達には重要な場所となります。池や水路の周辺では、河川敷でも湿潤な環境となり、周辺には湿性の植物が繁茂します。小さな自然は、人間の利用と調和しながらトンボ、バッタ、チョウ等の生息地として、また鳥類たちの移動の中継地として荒川の生物の生息環境を支える機能を持ちます。

3.3 自然地の保全と創出・再生・維持管理の考え方

荒川の自然の現状を踏まえて、将来像計画においては、次のような考え方にに基づき荒川の自然を創出・保全・再生・維持管理していきます。

3.3.1 荒川下流部の自然地の考え方

(1) 生態系ネットワークの形成

現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出・再生を図り、荒川の生態系ネットワークを形成します。水際についても、生態系ネットワーク形成の重要な要素なので、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図ります。

(2) 荒川らしい自然景観の保全と自然の再生

荒川の下流部は、大河川ではありますが、人工河川として地形的にはやや単調であると言えます。

現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒し（いやし）の場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出・再生します。

地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々なため、創出・再生すべき自然を適切な場所に創出・再生することが重要です。その際、日本固有種も含む荒川の在来種を守るため外来種対策を進めながら、多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で創出・保全していくこととします。

(3) 首都圏の自然軸としての荒川

荒川において自然地の保全と創出・再生による自然のネットワーク化を図り、荒川全体を首都圏の自然軸と位置付けます。

それは、東京湾と秩父山地をつなぐ自然の回廊として機能し、また、周辺の公園緑地、自然空間との広域自然ネットワークの中での大拠点となります。

(4) 自然を楽しむ場としての自然空間の維持管理

生き物の生息環境を育むだけでなく、“市民が自然に親しむ場、または自然体験活動や家族で利用できる場として整備する自然空間”となるよう、自然地を適切に維持管理していくこととします。

4. 荒川の適正な利用と快適に楽しめる川を創る

4.1 河川利用の現状

大都市圏を貫流する荒川は、全国で最も利用者の多い河川の一つであり、散策、スポーツ、釣り、あるいは様々なイベント活動等に利用されています。

河川敷では、利用系と自然系の利用に大別され、利用系では野球場・サッカー場等のスポーツ利用がなされ、自然系では散策や自然体験活動等の場として利用されています。

水面では、プレジャーボートや水上スポーツの利用が盛んとなっています。加えて、近年では水辺空間への期待が高まっています。古くから培われた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の資源があります。水辺はその使い方によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。

ハード対策ではかわまちづくりや高台まちづくり、ソフト対策では河川空間のオープン化やミズベリングといった取組により、地域づくりや賑わいづくりが行われています。

荒川下流部は都市の貴重なオープンスペースとして水辺空間の活用を一層促進することが求められています。

4.2 適正な利用を図るための考え方

荒川の河川利用の現況をみると、極度に市街化した沿川地域の中で、荒川は広大な空間を有する場所であることから、次の様な河川利用が活発に行われています。

- 野球、サッカー、ゴルフ等の広い空間を必要とするスポーツの場
- サイクリング、マラソン等の距離の長い空間を必要とするスポーツの場
- エイト等の手漕ぎボート、ウインドサーフィン等の水面を必要とするスポーツの場
- 水上バス等の舟運の場
- 散策、釣り、植物観察、バードウォッチング等、多くの動植物に身近で日常的に触れ合える場
- 家庭、学校、職場、地域での環境教育のフィールドとしての場
- 都会のけん騒を離れて、ゆったりと身を預けられる「癒し（いやし）」の場

この多種多様な河川利用が種々の軋轢を引き起こしていることを踏まえて、将来像計画では、“荒川の望ましい姿”の実現に向けた理念に基づき、川らしさを損なわない利用を図るため、別途「荒川下流河川敷利用ルール」を策定すると共に、荒川の適正な利用を図るための考え方を各観点から整理しています。

4.2.1 河川敷利用の基本的な考え方

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った方々により、多様な利用が行われています。利用者からトイレ、ベンチ、植樹、水飲み場等の利用施設の増加を望む意見が上がっていますが、一方では河川敷における利用マナーが悪い例も一部見られます。

このような状況を踏まえ、荒川下流部の河川敷利用について「あらゆる人が気持ちよく過ごせる場と雰囲気づくり」を目標に取り組んでいきます。

- 河川敷の魅力創出の取組として、河川敷の緑化や、多目的トイレや四阿等^{あずまや}の「便利施設数の増加」、マナーアップキャンペーン等を実施することにより、「荒川下流河川敷利用ルール」の周知・啓発に取り組む。
- 子どもから高齢者までの幅広い年齢層が荒川に訪れることから、トイレ等の「河川敷施設のユニバーサルデザイン化」を進める。
- 荒川下流部の新たな魅力を作り出すため、河川敷に人を呼ぶためのカフェテラス等の飲食スペースや学習施設としての農園等の設置について、社会実験等の実施を含めて検討する。
- 防災ステーション、緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）等の施設については、地震等災害時に物資等を輸送することが目的の施設であるが、災害発生時に円滑に機能させるためにも、平常時から有効に利用できるよう努める。

4.2.2 水面利用の考え方

荒川では、船舶航行が盛んですが、その一方で、船舶が通航する際に発生する波（航走波）によって、河岸が侵食され、ヨシ等の水辺の植生の生育が阻害されるほか、水際の散策や釣り等の利用に影響を与えます。

このような状況を踏まえ、荒川下流部では、荒川の水面利用に関するルールの遵守をお願いすると共に適正な水面利用に努めていきます。

4.3 自然と共存した利用地の配置

4.3.1 自然と共存した利用地配置の考え方

荒川下流部にはグラウンドやゴルフ場など多数の利用地が整備されていますが、将来像計画の理念を達成するためには、これらの利用地と自然地を共存させるような整備・維持管理が必要になります。

ここでは、今後の利用地配置の考え方を、自然と共存させるという観点から、次のように考えます。

- 生態系ネットワークを分断するような土地利用は避ける。
- 自然地に接する利用地では、自然を取り込む等に配慮する。
- やむを得ず自然地を利用する場合は、代わりの自然地を創出し、生態系ネットワークの確保に努める。
- 重要な自然地に接する区域では、その自然を阻害するような土地利用は行わない。

4.3.2 自然度向上（エコアップ）の考え方

荒川の河川敷は野球場、サッカー場等のグラウンド利用が多く、現状では、週末には、これらのほとんどが利用されるほど利用率が高い状況です。

将来像計画の理念である“健康・Well-Beingな川づくり”の実現に向けては、既存の自然地だけではなく、グラウンド・ゴルフ場といった利用施設の自然度を向上させることが重要です。

ここでは、河川敷全体の自然度向上の考え方、グラウンド・ゴルフ場における自然度向上の考え方を次の通り定めます。

(1) ゴルフ場における自然度向上の考え方

荒川下流部にあるゴルフ場では、周辺の河川敷に比べ、ゴミの少ない、質の高い管理水準を保ち、水路や池が多く残っている場所となっています。これらの環境の利用・維持に努め、荒川らしい自然に囲まれたゴルフ場を目指します。

(2) グラウンドにおける自然度向上の考え方

河川敷のグラウンドについては、川らしい自然環境への配慮や土ぼこり対策を兼ねて、裸地を極力減らして芝あるいは野草等の草地のグラウンドを目指してきた結果、野球場を中心に草地化されています。

引き続き、草地のグラウンドを目指すと共に、グラウンドの周辺には、灌木や草地等の小動物が生息できる場を整備・保全し、自然度の維持・向上を図ります。

4.4 快適に利用できる川づくり

4.4.1 快適な川づくりの考え方

現在、荒川下流部には年間数百万人もの人々が訪れています。今後、荒川の川づくりを進める上で、さらに多くの人々が広大な河川空間での様々な楽しみを求めて訪れることが予想されます。また、その自然豊かな水辺は、沿川の都会の中で生活する人たちの“癒し（いやし）”の場として、今後の都市生活に欠かすことのできない空間となります。

将来像計画に示された荒川は、東京都市圏の中のかげがえのない一大自然地であると言えます。しかし、荒川にアクセスするためには、交通の便が悪く、また河川での利用拠点等の施設が整っておらず、必ずしも気軽に河川敷へ行くことはできません。

より多くの人々に利用していただくためには、河川敷で気軽に快適に過ごすための様々な便利施設を、自然地との調和を図りながら整備することが重要です。また、沿川の地域の活性化のためには、荒川に関わるまちの価値を高めるような取組としてにぎわい拠点整備も必要と考えられます。

ここでは、あらゆる人が快適な川づくりに向けた基本的な考え方を次の通り示します。

- 河川管理者と沿川自治体により荒川や水辺を活用したにぎわい拠点を検討する。
- まちづくり構想や都市計画との調整を図りつつ、にぎわい拠点や便利施設を検討する。
- 河川の連続性を活かした移動ネットワーク、水上交通、舟運の活性化を検討する。
また、散策路、船着場等の整備・維持管理及び管理用通路を維持管理する。
- 川の利用拠点（ビジターセンター、船着場等）を整備・維持管理する。
- 街から川へのアクセス（堤防の緩傾斜化、堤防の階段や坂路（スロープ等）の整備・維持管理）を強化する。
- 川の中の便利施設（休憩所、トイレ、駐車場等）を整備する。
- あらゆる人がくつろげる川づくり（ユニバーサルデザイン化等）を推進する。
- 荒川と地域の歴史を踏まえつつ、景観に配慮した川づくりを推進する。

4.4.2 便利施設を配置する際の基本的な考え方

荒川下流部の河川敷等には様々な方々に利用されていることから、訪れる全ての方が快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの理念に沿った形で、荒川下流部の特徴を生かしたトイレ、ベンチ、^{あずまや}四阿等の河川敷便利施設を設置、維持管理し、あらゆる人に優しい荒川を目指していきます。

4.4.3 荒川と地域の歴史を踏まえた、良好な景観を保全するための基本的な考え方

荒川下流部の大部分は、荒川放水路と呼ばれ、自然にできた河川ではなく、人間がつくった人工の河川です。荒川放水路は、首都東京とその周辺都市の発展とともに変遷してきました。現在の荒川下流部では、広大な水面や河川敷のヨシ原、桜堤等の自然景観や、公園、橋梁、水門・船着場等の河川管理施設等の人工的景観を楽しむことができます。

今後も、荒川放水路や地域の歴史を継承し、かつ荒川下流部の特性を活かし、荒川と地域の歴史を踏まえ歴史文化やランドマークも活かした、良好な景観を保全・創出する川づくりを進めていきます。

5. 安全な川を創る

荒川は、我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を貫流する国土管理上最も重要な河川の一つです。流域内には人口・資産が集積しており、大規模浸水時には、浸水の長期化が懸念され、地下鉄等への浸水など首都圏交通網の麻痺、電気、ガス、通信等の途絶により市民活動へ甚大な被害が及ぶことが想定されます。

特に、荒川下流部は、河川の堤防がひとたび決壊すれば、十分な避難時間が確保できないままにゼロメートル地帯等の低平地が浸水し、甚大な人的被害が発生する可能性が高い状況であるため、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」に基づき、着実な治水対策及び超過洪水対策を進めていきます。

地震・津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を進めていきます。

また、気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わるあらゆる関係者が主体的に取組む社会を構築する必要があります。そのため、流域内のあらゆる関係者とのパートナーシップを強化し、流域全体での浸水被害の軽減に向け、河川への流出抑制に関する対策等の流域全体での取組を促進します。

5.1 着実な治水対策

河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ります。

そのうえで、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要です。荒川流域においては「荒川水系流域治水プロジェクト」として、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していきます。

また、荒川の自然環境を保全するため、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等の多自然川づくりを推進します。

5.2 超過洪水から街を守る

荒川では、「荒川水系河川整備基本方針」及び「荒川水系河川整備計画」に基づき、段階的な整備を進めていますが、近年では、気候変動の影響に伴い降雨の激甚化・頻発化が生じており、計画規模や整備途上における施設能力を上回る洪水である「超過洪水」への対応が懸念されています。

このような「超過洪水」が発生した場合においても、人命・資産・社会経済等の被害をできる限り軽減することを目標に、高規格堤防の整備や、公園等の高台化等により線的・面的につながった高台・建物群を創出する高台まちづくりを推進し、荒川へのアクセスを容易にすることで見晴らしのよい水辺と一体となった潤いのあるまちづくりを目指します。

なお、整備、推進にあたっては、まちづくりとの共同事業であるという特殊性を踏まえ、まちづくり構想や都市計画との調整を図ってまいります。

また、荒川で発生しうる大規模水害に対し、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目標として定め、避難確保ハード対策の実施、円滑かつ迅速な避難の確保、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進等のソフト対策を関係機関と連携して一体的・計画的に推進します。

5.3 地震に強い川

地震動や液状化の影響により、水門・樋門等の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、河川の水位が上昇し、浸水被害が発生する恐れがあります。

このため、耐震性能の照査を実施し、照査結果に基づき必要に応じて耐震・液状化対策を推進します。また、荒川下流部では、人口・資産が集中するゼロメートル地帯を抱える堤防を有しているため、その重要性に鑑み、大規模地震に対して堤防の沈下を抑制する対策を推進します。

災害時に避難場所や防災拠点、緊急輸送路として活用できるように、緊急用河川敷道路・緊急用船着場（リバーステーション）、防災ステーション等の整備を進めます。

また、緊急時は河川内の施設の被害状況を正確かつ迅速に把握するため、光ファイバーによる河川管理情報システムの整備を進めます。

● お問い合わせ

荒川の将来を考える協議会 事務局

国土交通省 関東地方整備局

荒川下流河川事務所 流域治水課

TEL 03-3902-2311（代表）

FAX 03-3902-2346

荒川下流河川事務所ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>

